

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百三十二号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令
内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 (社会福祉法施行令の一部改正)
社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百六十五号）の一部を次のように改正する。
第十三条の十二の見出しを「役員等又は評議員の損害賠償責任等に関する読み替え」に改め、同条中「第四十五条の二十第四項」を「第四十五条の二十二の二」に、「社会福祉法人に対する損害賠償責任」を「損害賠償責任等」に、及び第一百十六条第一項」を「、第一百十六条规定、第一百十八条规定、第二项第二号及び第五项並びに第一百十八条的三第二项」に、「同号」を「同法第一百五十五条第四项第四号」に、「同项」を「同法第一百六条第一项」に、「読み替える」を「、同法第一百八条的二第二项第三号」に、「同号」を「同法第一百八条的二第二项第三号」に、「読み替える」とあるのは「社会福祉法第四十五条の二十第一项」と、同条第五项第二号中「第一百十一一条第一项」とあるのは「社会福祉法第四十五条の二十第一项」と、同条第五项第二号中「第八十四条第一项、第九十二条第二项、第一百十一条第三项及び第一百十六条第一项」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四项において読み替えて準用する第八十四条第一项、同法第四十五条的十六第四项において準用する第九十二条第二项、同法第四十五条的二十第三项及び同法第四十五条的二十二的二において準用する第一百六条第一项」と、同法第一百十八条的三第二项中「第八十四条第一项、第九十二条第二项及び第一百十一条第三项」とあるのは「社会福祉法第四十五条的十六第四项において読み替えて準用する第八十四条第一项、同法第四十五条的十六第四项において読み替えて準用する第八十四条第一项、同法第四十五条的十六第四项において準用する第九十二条第二项及び同法第四十五条的二十第三项」と読み替えるに改める。

の下に「社債管理補助者」を加え、同条の表担信法第三十一条の項を次のように改める。

担保法第三十一条

会社法第七百十七条第二項、第三項

医療法第五十四条の七において

。慎管環二七

第三条 消費生活協同組合法施行令（平成二十一年五月一日施行）の一部改正（消費生活協同組合法施行令の一部改正）を第九条中「第三十一条の八第二項」を「第三十二条第一項」に改める。

元年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。
第三十一条の十第二項に、「第三十一条の七第一項」を

第三十一条の八第一項に改める
第十一條中「第三十一条の八第一項」

三十一條の十第一項

第十二条第一項中「第三十一条の八第二項」を「第三十一条の八第一項」に改める。同条第二項中「第三十一条の八第三項」を「第三十一条の八第一項」に改め、同条第三項に、「第三十一条の七第二項」を「第三十一条の九第二項」に、「第三十一条の八第一項」を「第三十一条の九第二項」に改める。

附則 この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

同法第七百十八条第一項及び第七百十九条第一項並びに第七百二十条第一項に准用する会社法第五百四十四条の七において準用すべき第二百十八条第一項及び第二百十九条第一項並びに第二百二十条第一項に准用する

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 菅義偉